

1 当課の主な業務は次のように定義されます。			
・ 保育所への入退所に関すること ・ こども医療及びひとり親家庭等の医療に関すること ・ 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること ・ 児童虐待防止に関すること ・ 子育て支援施策の企画及び総合調整に関すること ・ 子育て支援センターに関すること ・ 放課後児童健全育成事業に関すること			
2 当課の業務は次の方々のために行われます。			
毛呂山町に住む18歳未満の児童並びに子育て中の保護者の皆さんのために。			
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。			
目 標 名	子育てに関する相談事業の充実		
指 標 名	子育て支援センターの子どもの利用者数に対して、相談を受けた件数の割合		
数値目標	初期値（平成30年度）		11.8%
	現状値（令和5年度）		37.5%
	最終目標値 (令和6年度)	R6時点目標値	38.0%
		H30当初目標値	16.0%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画		
事業概要	利用者からの相談に対し、子育て支援員が情報提供や助言等を行います。		
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。			
身近な場所で相談・助言を行うことにより、保護者や妊婦が円滑に教育・保育・保健その他の子育て支援を利用することができます。また、当事者の目線に立ったよりそい型の支援により、子育てする保護者の孤立、負担や不安の軽減を図ることができます。			
5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。			
新型コロナウイルスが5類に移行し、子育て支援センターを利用する子どもの数は増加傾向にありますが、初期値時の人数まで戻っていないため、数値目標である相談件数の割合が大きく増加しています。 一方、利用者の増加割合に対して相談件数の増加割合が高く、不安や孤独を感じている子育て家庭がいます。今後も利用者が身近な場所で気軽に相談することができるよう環境を整えとともに、相談者は複数の子育て支援施設を利用していることがあることから、必要に応じて他施設と情報を共有し、適切な支援につなげる必要があります。			
6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。			
オンライン会議を活用し、町内だけでなく、町外の施設とも定期的に情報共有を実施し、子育てに不安や孤独を感じている保護者が安心して子育てができる環境を整えていきます。			